

風連町・名寄市合併協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 風連町・名寄市合併協議会規約第8条第3項に基づき、協議会会議の運営に関し次のとおり定めるものとする。

(決定)

第2条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2を超えた同意をもって決する。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録の署名)

第4条 会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録の公開)

第5条 公開により開催した会議の会議録及び資料は、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年 4月16日から施行する。